

由布市告示第95号

令和7年第2回由布市議会定例会を次のとおり招集する

令和7年6月5日

由布市長 相馬 尊重

1 期 日 令和7年6月12日木曜日

2 場 所 由布市議会議事堂

○開会日に応招した議員

首藤 善友君	志賀 輝和君
高田 龍也君	坂本 光広君
吉村 益則君	田中 廣幸君
加藤 裕三君	平松恵美男君
太田洋一郎君	加藤 幸雄君
鷲野 弘一君	長谷川建策君
佐藤 郁夫君	渕野けさ子君
佐藤 人巳君	田中真理子君
佐藤 孝昭君	甲斐 裕一君

○応招しなかった議員

なし

令和7年 第2回（定例）由布市議会会議録（第1日）

令和7年6月12日（木曜日）

議事日程（第1号）

令和7年6月12日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 報告第8号 令和6年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第6 報告第9号 令和7年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第7 報告第10号 専決処分の報告について
- 日程第8 報告第11号 専決処分の報告について
- 日程第9 報告第12号 専決処分の報告について
- 日程第10 報告第13号 専決処分の報告について
- 日程第11 報告第14号 令和6年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第12 報告第15号 令和6年度由布市一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第13 報告第16号 令和6年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第14 報告第17号 令和6年度由布市水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第15 報告第18号 令和6年度由布市水道事業会計継続費繰越計算書について
- 日程第16 報告第19号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第17 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「令和6年度由布市一般会計補正予算（第12号）」
- 日程第18 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」
- 日程第19 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」
- 日程第20 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」

- 日程第21 議案第65号 財産の取得について
- 日程第22 議案第66号 工事請負契約の締結について
- 日程第23 議案第67号 工事請負契約の締結について
- 日程第24 議案第68号 由布市定住促進宅地の無償譲渡に関する条例の制定について
- 日程第25 議案第69号 由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第70号 由布市税条例の一部改正について
- 日程第27 議案第71号 市道路線（第2ゆふ浄苑線）の認定について
- 日程第28 議案第72号 令和7年度由布市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第73号 令和7年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 報告第8号 令和6年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第6 報告第9号 令和7年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第7 報告第10号 専決処分の報告について
- 日程第8 報告第11号 専決処分の報告について
- 日程第9 報告第12号 専決処分の報告について
- 日程第10 報告第13号 専決処分の報告について
- 日程第11 報告第14号 令和6年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第12 報告第15号 令和6年度由布市一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第13 報告第16号 令和6年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第14 報告第17号 令和6年度由布市水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第15 報告第18号 令和6年度由布市水道事業会計継続費繰越計算書について
- 日程第16 報告第19号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第17 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「令和6年度由布市一般会計補正予算（第12号）」

- 日程第18 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」
- 日程第19 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」
- 日程第20 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第21 議案第65号 財産の取得について
- 日程第22 議案第66号 工事請負契約の締結について
- 日程第23 議案第67号 工事請負契約の締結について
- 日程第24 議案第68号 由布市定住促進宅地の無償譲渡に関する条例の制定について
- 日程第25 議案第69号 由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第70号 由布市税条例の一部改正について
- 日程第27 議案第71号 市道路線（第2ゆふ浄苑線）の認定について
- 日程第28 議案第72号 令和7年度由布市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第73号 令和7年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）

出席議員（18名）

1 番 首藤 善友君	2 番 志賀 輝和君
3 番 高田 龍也君	4 番 坂本 光広君
5 番 吉村 益則君	6 番 田中 廣幸君
7 番 加藤 裕三君	8 番 平松恵美男君
9 番 太田洋一郎君	10 番 加藤 幸雄君
11 番 鷺野 弘一君	12 番 長谷川建策君
13 番 佐藤 郁夫君	14 番 渕野けさ子君
15 番 佐藤 人己君	16 番 田中真理子君
17 番 佐藤 孝昭君	18 番 甲斐 裕一君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	工藤 由美君	書記	富川 由佳君
書記	中島 進君	書記	福水 雅彦君

説明のため出席した者の職氏名

市長	相馬 尊重君	副市長	小石 英毅君
教育長	橋本 洋一君		
総務課長	古長 誠之君	財政課長	大久保 暁君
総合政策課長兼地方創生推進室長			米津 康広君
税務課長	竹下 美佳君		
監査・選挙管理委員会事務局長			工藤 秀紀君
会計管理者	平野浩一郎君	建設課長	衛藤 武君
水道課長	平山 浩二君	商工観光課長	大塚 守君
福祉事務所長兼福祉課長			後藤 昌代君
保険課長			河野 妙子君
挾間振興局長兼地域振興課長			井原 和裕君
庄内振興局長兼地域振興課長			佐藤 重喜君
湯布院振興局長兼地域振興課長			一野 英実君
教育次長兼教育総務課長			安部 正徳君
消防長	大嶋 陽一君	代表監査委員	大塚 裕生君

午前10時00分開会

○議長（甲斐 裕一君） 皆さん、おはようございます。これより、令和7年第2回由布市議会定例会を開会いたします。

また、暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

ただいまの出席議員数は18人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（甲斐 裕一君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、7番、加藤裕三君、8番、平松恵美男君の2名を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日から6月27日までの16日間といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月27日までの16日間と決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長報告については、前期定例会終了後から今期定例会開会までの分をタブレットに掲載しておりますので、お目通しをいただき、報告とさせていただきます。

次に、市長の行政報告を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） 皆様、おはようございます。令和7年第2回定例会の開会に当たりまして、議員各位には公私ともに御多忙の中、御出席をいただきましたことに心から感謝申し上げます。

さて、今回提案することとしております報告12件、承認4件、議案9件につきましては、どうか慎重なる御審議をいただき、何とぞ御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

そして、本日お手元のタブレットに行政報告を掲載しておりますので、御一読いただきますようお願いを申し上げます。

少し時間をいただきまして、幾つかの項目について御報告を申し上げます。

まず、3月25日に由布市卓球クラブ様より、全九州卓球選挙権大会年齢別の部女子ダブルスでの優勝報告をいただきました。

また、4月2日には、由布はさま太鼓様より、日本太鼓ジュニアコンクール県知事賞の受賞の報告をいただきました。

また、4月26日には、東庄内小学校と周辺地域や関係者の皆様より、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進の取組が文部科学省大臣表彰を受賞されたと報告をいただいたところです。

次に、5月12日には、大分県市長会春季定例会に出席し、九州市長会に提出する議案の確認

と大分県に対しての要望事項が決定されたところです。

5月13日には、全国道路利用者会議第77回定時総会、翌14日には、道路整備促進期成同盟会全国協議会第46回通常総会と命と暮らしを守る道づくり全国大会に参加して、防災、減災、国土強靱化のための必要な予算、財源の確保などを審議してまいりました。

5月20日には、長崎市で開催されました第136回九州市長会に出席し、基礎自治体が主体性を持って行政運営を行うことができるよう、都市財政の拡充強化や防災対応力強化のための支援などについて議案審議が行われたところです。

5月23日には、市内の防災パトロールを実施し、危険と思われる市内4か所を関係機関と現地視察を行いました。九州北部が今週から梅雨入りをしましたので、今後の気象状況には十分注意をいたしますとともに、警戒態勢には万全を期したいと考えているところです。

続きまして、5月27日には、由布クラブ様より、日本スポーツマスターズ大分県大会軟式野球の部で昨年に続き優勝し、九州大会出場の御報告をいただきました。

次に、6月2日には、日本クアオルト協議会の総会へ出席をいたしました。

また、翌3日と4日に開催されました第95回全国市長会議では、関税措置の影響等を踏まえた地域経済対策の充実強化に関する決議、能登半島地震や豪雨災害からの復旧復興に関する決議など、6件の決議が決定されたところです。

最後に、5,000万以上の工事請負契約につきましては、行政報告に記載のとおりとなっております。

以上で報告を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 市長の行政報告が終わりました。

次に、会議規則第144条の規定により、令和7年第1回定例会において趣旨採択されました請願の処理の経過と結果について、執行部より報告を求めます。副市長。

○副市長（小石 英毅君） 令和7年第1回定例会におきまして御審議をいただきました請願につきまして、その処理経過、結果報告を行います。

請願受理番号1、件名、「上津々良川の早期復旧および土砂災害防止に関する条例制定」に関する請願についてですが、上津々良川と流域に含まれる森林伐採箇所を、市の関係課、大分土木事務所、大分県中部振興局及びアドバイザーとして防災減災を専門にされている先生にも御参加いただき現地調査を実施し、雨水の流れや地形の状況、また既存防災施設の確認を行い、その内容を基に協議を行っております。

今回の請願における由布市に関係する法的な手続は、森林法で定められた届出行為となっております。その事前協議を定める条例の制定は、現行法の範囲を超える内容となるものであり、困難であると考えております。しかし、地元の方々の不安もあることから、情報提供等の方法につき

ましては今後検討し、不安の払拭に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 請願の処理の経過及び結果報告が終わりました。

以上で諸報告を終わります。

日程第4. 請願・陳情について

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第4、請願・陳情についてを議題とします。

議会事務局長に朗読を求めます。議会事務局長。

○事務局長（工藤 由美君） 議会事務局長です。

それでは、お手元の請願並びに陳情文書表により朗読いたします。

なお、請願者、陳情者、紹介議員の氏名につきましては、敬称を略させていただきます。

まず、請願から読み上げます。

受理番号2、件名、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願。請願者、由布市庄内町、大分県教職員組合由布市部執行委員長、高尾行一。紹介議員、佐藤郁夫、加藤裕三。

受理番号3、件名、請願書（地方財政の充実・強化に関する意見書）。請願者、大分市大手町、大分県地方自治研究センター理事長、中山敬三。紹介議員、佐藤郁夫、加藤裕三。

受理番号4、件名、2025年度大分県最低賃金の改正等に関する意見書の請願。請願者、大分市中央町、連合大分中部地域協議会議長、利光吉広。紹介議員、佐藤郁夫、加藤裕三。

次に、陳情を読み上げます。

受理番号3、件名、過疎地に合った運行方法と経費で、高齢者・生徒が必要とする時に必要な所を走るように見直してほしい（陳情）～「ハブ&スポーク」と「ユータク」の提案～。陳情者、由布市湯布院町、もっと便利なコミュニティバスを考える会代表、千竈八重子。

以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） ただいまの請願3件、陳情1件については、会議規則第141条により、お手元のタブレットに掲載しております請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第5. 報告第8号

日程第6. 報告第9号

日程第7. 報告第10号

日程第8. 報告第11号

日程第9. 報告第12号

日程第 10. 報告第 13 号

日程第 11. 報告第 14 号

日程第 12. 報告第 15 号

日程第 13. 報告第 16 号

日程第 14. 報告第 17 号

日程第 15. 報告第 18 号

日程第 16. 報告第 19 号

日程第 17. 承認第 2 号

日程第 18. 承認第 3 号

日程第 19. 承認第 4 号

日程第 20. 承認第 5 号

日程第 21. 議案第 65 号

日程第 22. 議案第 66 号

日程第 23. 議案第 67 号

日程第 24. 議案第 68 号

日程第 25. 議案第 69 号

日程第 26. 議案第 70 号

日程第 27. 議案第 71 号

日程第 28. 議案第 72 号

日程第 29. 議案第 73 号

○議長（甲斐 裕一君） 次に、本定例会に提出されました日程第 5、報告第 8 号から日程第 16、報告第 19 号までの報告 12 件、日程第 17、承認第 2 号から日程第 20、承認第 5 号の承認 4 件、日程第 21、議案第 65 号から日程第 29、議案第 73 号までの議案 9 件を一括上程いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、上程されました議案につきまして、一括して提案理由を御説明いたします。

本定例会で審議をお願いいたします案件は、報告 12 件、承認 4 件、議案 9 件でございます。

まず、報告第 8 号、令和 6 年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出については、令和 7 年 4 月 18 日に開催された由布市土地開発公社理事会におきまして、令和 6 年度の事業報告並びに決算が議決され、4 月 21 日付で公有地の拡大の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により書類が提出されたことから、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、令和

6年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類を議会に提出し、報告するものでございます。

次に、報告第9号、令和7年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出については、令和7年3月25日に開催された由布市土地開発公社理事会において、令和7年度の事業計画及び収支予算並びに資金計画が議決され、公有地の拡大の推進に関する法律第18条第2項の規定により3月26日付で承認されたことから、地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和7年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類を議会に提出し、報告するものでございます。

次に、報告第10号及び第11号の専決処分の報告については、市道の管理瑕疵により走行中の車両に損害を与えたことによる和解及び損害賠償の額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第12号及び報告第13号の専決処分の報告については、公用車の接触事故による和解及び損害賠償を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第14号、令和6年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書については、小学校施設整備事業や農業用施設災害復旧費など27事業について、翌年度繰越額と繰越財源が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第15号、令和6年度由布市一般会計継続費繰越計算書については、旧湯布院公民館跡地整備事業及び廃棄物運搬中継施設整備事業の2つの事業について、翌年度通次繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第16号、由布市一般会計事故繰越し繰越計算書については、地域活力づくり総合事業、戸籍住民基本台帳電算システム整備事業、農業用施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧費の4つの事業を事故繰越しとしております。それぞれ関係機関との協議に不測の日数を要したことなどにより、年度内完了が困難となったもので、地方自治法施行令第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第17号、令和6年度水道事業会計予算繰越計算書については、年度内に工事の完成ができなかった配水管布設替・配水管改良等工事について、翌年度繰越額と繰越財源が確定いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第18号、令和6年度由布市水道事業会計継続費繰越計算書については、挟間浄水場浄水池築造工事及び挟間浄水場浄水池築造工事施工管理業務委託の2つの事業について、翌年度通次繰越額が確定いたしましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第19号、例月出納検査の結果に関する報告については、監査委員による報告となりますので、代表監査委員からの報告となります。

次に、承認第2号、令和6年度由布市一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を求めることについては、歳入歳出予算にそれぞれ105万4,000円を追加し、予算の総額を254億6,261万7,000円としたことの承認をお願いするものです。内容といたしましては、3月末日までに申告納付された入湯税のうち、入湯税超過課税分について、環境・観光振興基金に積み立てるため計上したもので、緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により令和7年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

次に、承認第3号、由布市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、主に軽自動車税種別割において二輪車の車両区分の見直しなど地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、由布市税条例の一部改正に緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、承認第4号、由布市税特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令に定められた対象施設に係る固定資産税の課税免除制度の適用期限を延長する省令の施行に伴い、由布市税特別措置条例の一部改正に緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、承認第5号、由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、地方税法施行令の改正が行われたことによるもので、国民健康保険税の賦課限度額と被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準が見直され、緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により令和7年3月31日付で専決処分を行ったもので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第65号、財産の取得については、消防本部救助工作車の購入について、5月19日に要件設定型一般競争入札を執行した結果、新日本消防設備株式会社が消費税を含む1億7,160万円で落札し、5月20日付で仮契約を締結いたしました。この物品購入仮契約を本契約とするため、由布市有財産条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第66号、工事請負契約の締結については、くすのき児童クラブ新築（建築主体）工事となります。5月19日、要件設定型一般競争入札を執行した結果、佐々木建設株式会社が消費税を含む2億462万6,400円で落札し、5月22日付で仮契約を締結いたしました。この建設工事請負仮契約を本契約とするため、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な

公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第67号、工事請負契約の締結については、令和6年台風10号災害に係る市道三船橋目ノ子迫無田線道路災害復旧工事となります。5月19日、要件設定型一般競争入札を執行した結果、株式会社大鐵が消費税を含む2億4,599万6,960円で落札し、5月26日付で仮契約を締結しました。この建設工事請負仮契約を本契約とするため、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第68号、由布市定住促進宅地の無償譲渡に関する条例の制定については、市における定住を促進し、庄内地域の人口減少を一步でも食い止めるため、市有地である旧寿楽苑跡地を活用し、庄内地域の定住の増加、地域の活性化、子育て世代の定住移住を図ることを目的として、無償譲渡の手続など必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第69号、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例の一部改正については、由布市議会の議決に付すべき契約につき、軽易な変更に関し議会の議決を不要とするための基準を定めることによるものでございます。

本定例会において条例改正をお願いした理由といたしましては、議会の議決を経た契約等で変更を要する場合は、少額においても議会の議決を要することになります。変更が生じた工事は、変更箇所に係る契約の議決をいただくまでは工事を進めることができず、その影響で学校施設などは新年度や新学期に間に合わなくなるなど工事の進捗管理に影響が出ることが考えられます。また、災害復旧工事においても、早期の復旧に影響を及ぼすことが考えられます。

このような事態を回避するため、当該契約の変更を要する場合、契約の変更により増減する金額が変更前の契約の金額の10分の1に相当する額を超えないときは、当該契約の変更の議決を要しないものとするための基準設定をお願いするものでございます。

次に、議案第70号、由布市税条例の一部改正については、令和7年法律第7号、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、個人市民税、たばこ税等についての規定の一部を改正するものでございます。

次に、議案第71号、市道路線（第2ゆふ浄苑線）の認定については、湯布院町川西にあるごみ収集施設、第2ゆふ浄苑に至る公共性の高い道路を市道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第72号、令和7年度由布市一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出にそれぞれ15億3,548万6,000円を追加し、予算の総額を261億3,932万円にお願いするものでございます。

歳入では、事業に伴う国、県支出金や地方債などの特定財源が主なものでございます。

歳出では、市有地である旧寿楽苑跡地を活用し、庄内地域の定住人口の増加、地域の活性化、子育て世代定住・移住支援を図ることを目的とした若者定住分譲住宅地を整備するため、若者定住住宅推進事業に係る工事請負費及び分筆登記に係る費用等を計上しております。

次に、昨年度、湯布院公民館のピアノの購入費についてクラウドファンディングを行いました。市内外から377人の方から2,526万6,000円もの多くの御寄附を頂き、現在、ピアノの購入を進めております。次世代を担う子どもたちが良質な音楽に触れる機会の創出及び文化振興活動への支援に活用するため、ピアノコンサートや芸術文化活動など文化振興事業に係る費用を計上するものでございます。

このほか、国の物価高騰対策に伴う定額減税補足額給付事業や、7月29日に開業100周年を迎える由布院駅の記念事業として由布院駅100周年記念事業、また、令和6年台風10号に係る災害復旧に向けた農業用施設災害復旧費などを計上いたしております。

なお、各科目におきまして、4月の人事異動に伴う給与費の組替えと、第1回定例会で可決いただきました特別職及び市職員の給与の特例に関する条例の一部改正に伴い、給与の減額分等を措置しております。

次に、議案第73号、令和7年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的予算では収入及び支出を、資本的予算では収入及び支出をそれぞれ増額するものでございます。

私からの説明は以上です。詳細につきましては、担当課長より説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようお願いをいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、報告第19号について代表監査委員より報告を求めます。大塚代表監査委員。

○代表監査委員（大塚 裕生君） 代表監査委員の大塚です。

それでは、報告第19号について御報告申し上げます。

報告第19号、例月出納検査の結果に関する報告について。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果に関する報告を別紙のとおり提出する。

令和7年6月12日提出、由布市代表監査委員、大塚裕生。

1ページから3ページに報告の内容を記載しております。地方自治法第235条の2第1項の規定により、令和7年1月分、2月分、3月分の例月出納検査をそれぞれ2月21日、3月25日、4月25日に実施いたしました。

検査の対象は、会計管理者と企業出納員の保管する各月末日現在の現金のあり高と出納状況です。現金のあり高、出納関係諸帳票の計数の正確性の検証と現金の出納事務が適正に行われているかを検査いたしました。

検査の結果、資料の計数は諸帳票の計数と一致しており、適正に処理されていると認められました。

以上で報告を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、ただいま上程されました各議案について詳細説明を求めます。

まず、報告第8号及び報告第9号について、続けて詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長兼地方創生推進室長（米津 康広君） 総合政策課長です。

報告第8号並びに第9号の詳細説明を行います。

報告第8号、令和6年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、由布市土地開発公社の事業の経営状況を説明する書類を次のとおり提出する。

令和7年6月12日提出、由布市長。

2ページ目をお開きください。

令和7年4月18日の由布市土地開発公社理事会において、令和6年度の事業報告及び決算が議決され、公有地の拡大の推進に関する法律第18条第3項の規定により事業報告書及び財務諸表が監査意見書とともに提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

4から5ページ目をお開きください。

令和6年度由布市土地開発公社の事業報告書ですが、令和6年度は土地の取得及び処分等の業務はありませんでした。管理業務として、下湯平若者定住化団地用地取得借入金利息として600円を支払い、また、販売費及び一般管理費として市から8万7,150円の補助金が交付されました。

次に、7ページ目を御覧ください。令和6年度の財務諸表について御説明いたします。

まず、貸借対照表ですが、令和7年3月31日時点での公社の1年間の財政状況を資産の部、負債の部、資本の部で現在高を示したもので、資産合計並びに負債資本合計ともに8,414万7,095円となっております。

8ページ目の損益計算書を御覧ください。1年間の収益、費用、純利益を一覧表にして経営成績として示すもので、当期純利益については436円となっております。

9ページ目のキャッシュフロー計算書ですが、1年間の現金預金の動きを表したもので、現金及び現金同等物期末残高は374万3,955円となっております。

その内訳として、13ページ目に現金及び預金明細表を添付していますが、普通預金の年度末残高は74万3,955円、同じく定期預金残高は300万円となっております。

すみません、10ページ目に戻っていただきまして、販売費及び一般管理費として、人件費等

一般管理費 8 万 6, 5 5 0 円の内訳を記載しております。

次に、11 ページ目を御覧ください。準備金計算書です。前年度繰越準備金 1, 1 1 4 万 6, 6 5 9 円に当期純利益 4 3 6 円を加えた 1, 1 1 4 万 7, 0 9 5 円が当年度末準備金となり、下段の準備金処理計算書により次期繰越準備金として処理しております。

次に、12 ページ目は財産目録でございます。資産合計 8, 4 1 4 万 7, 0 9 5 円から負債合計 6, 0 0 0 万円を差し引いた 2, 4 1 4 万 7, 0 9 5 円が純資産となります。

以下、13 ページ目以降に、再度となりますが、現金及び預金明細表、残高証明書、公有用地明細表、有形固定資産明細表、長期借入金明細表等を添付しております。

次に、最終、28 ページになりますが、令和 6 年度決算に係る監査意見書を添付しております。

以上で、報告第 8 号の詳細説明を終わります。

続きまして、報告第 9 号の詳細説明を行います。

報告第 9 号、令和 7 年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について。

地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類を次のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 1 2 日提出、由布市長。

2 ページ目をお開きください。

令和 7 年 3 月 2 5 日の由布市土地開発公社理事会において、令和 7 年度由布市土地開発公社の事業計画及び収支予算並びに資金計画が議決され、公有地の拡大の推進に関する法律第 1 8 条第 2 項の規定により承認されましたので、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により報告いたします。

令和 7 年度事業計画についてですが、新規取得の計画はなく、公有地取得事業の管理利息として、下湯平若者定住活性化事業の借入金の利息を計上しております。

次に、3 ページの予算ですが、収入については、附帯等事業収益、補助金等収益、受取利息で収入合計 2 0 万 4, 0 0 0 円、支出は、一般管理費として支払利息で支出合計 2 0 万 2, 0 0 0 円を計上しております。

続きまして、5 ページ、6 ページ目は、予算の実施計画と一般管理費の内訳を記載しております。

次に、7 ページを御覧ください。令和 7 年度の資金計画ですが、総額でほぼ前年並みとなっております。

8 ページ目には予定貸借対照表、9 ページ目は予定損益計算書、10 ページは予定キャッシュフロー計算書を添付しておりますので御参照ください。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、報告第10号から報告第11号について、続けて詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（古長 誠之君） 総務課長でございます。

まず、報告第10号について詳細説明をいたします。

報告第10号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月12日提出、由布市長。

次のページの専決処分書を御覧ください。

令和7年5月1日付で専決処分を行っております。

和解条件、事故概要等については、次のページを御覧ください。

事故の当事者は記載のとおりでございます。

事故概要ですが、令和7年3月7日午前6時20分頃、由布市挾間町七蔵司338番地3先の市道向原別府線において、甲の管理する市道に落石があり、乙の運転する自動車が通行する際に当該落石に乗り上げ、乙の車両に損害を与えたものでございます。

和解条件につきましては、甲は乙に対し、本件事故に係る過失割合70%に当たる損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償の額を8万5,594円と定めたものでございます。

次ページ以降に、現場状況及び当該車両の損傷状況を示した写真を添付しておりますので御覧ください。

続きまして、報告第11号について詳細説明をいたします。

報告第11号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月12日提出、由布市長。

次のページの専決処分書を御覧ください。

令和7年5月2日付で専決処分を行っております。

和解条件、事故概要等については、次のページを御覧ください。

事故の当事者は記載のとおりでございます。

事故概要ですが、令和7年3月23日午後3時50分頃、由布市挾間町谷1775番地1先の市道阿鉢酒野線において、甲の管理する市道に倒竹がはみ出しており、乙の運転する自動車が通行する際に当該倒竹に接触し、乙の車両に損害を与えたものでございます。

和解条件につきましては、甲は乙に対し、本件事故に係る過失割合60%に当たる損害賠償金

の支払い義務があることを認め、損害賠償の額を11万5,681円と定めたものでございます。

次のページ以降に、現場や当該車両の損傷状況を示した写真を添付しておりますので御覧いただければと思います。

詳細説明は以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、報告第12号から報告第16号について、続けて詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。

報告第12号について詳細説明をいたします。

報告第12号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月12日提出、由布市長。

裏面の専決処分書を御覧ください。

令和7年3月25日付で専決処分を行っております。

和解条件、事故概要につきましては、次のページを御覧ください。

事故の当事者は記載のとおりでございます。

事故概要ですが、令和7年1月11日午前8時25分頃、玖珠郡九重町大字右田1322-8先、国道210号線において、甲の車両を運転していた職員が交差点を通過する際、左右の確認に気を取られ、前方で現場付近の小売店に左折して進入しようとしていた乙の車両に気づかず、乙の車両の後部に甲の車両の前部が追突し、乙の車両に損害を与えた事故でございます。

令和7年第1回由布市議会定例会にて、物件損害の一部を和解し、報告しております。今回、残りの代車に係る費用及び今後物損損害に係る一切の補償に対しまして和解したのになります。

物件損害の和解条件といたしまして、甲は乙に対し、本件事故に係る過失割合100%に当たる損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償の額を17万8,200円と定めたものでございます。

次に、報告第13号について詳細説明をいたします。

報告第13号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月12日提出、由布市長。

裏面の専決処分書を御覧ください。

令和7年3月25日付で専決処分を行っております。

和解条件、事故概要については次のページを御覧ください。

事故の当事者は記載のとおりでございます。

事故概要ですが、令和7年2月18日午後6時頃、由布市湯布院町川上3738番地1の由布市役所湯布院庁舎内駐車場において、甲の車両を運転していた消防団員が駐車を行う際、目視で後方確認を怠り、乙の車両の左側前部に甲の車両の右側後部が接触し、乙の車両に損害を与えた事故でございます。

和解条件につきましては、甲は乙に対し、本件事故に係る過失割合100%に当たる損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償の額を23万2,397円と定めたものでございます。末尾に、当該車両の損害状況の写真を添付しております。

次に、報告第14号について詳細説明をいたします。

報告第14号、令和6年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰り越したので報告する。

令和7年6月12日提出、由布市長。

裏面を御覧ください。令和6年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書です。

国及び県の令和6年度補正予算に伴う物価高騰緊急対応事業や小学校施設整備事業、農業用施設災害復旧費など27の明許繰越を行い、翌年度繰越額の合計は29億2,433万1,000円となっております。繰り越しの理由につきましては、補正予算提案の際に御説明をしておりますので、省略をさせていただきます。

次に、報告第15号について詳細説明をいたします。

報告第15号、令和6年度由布市一般会計継続費繰越計算書について。

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、継続費に係る歳出予算の経費を繰り越したので報告する。

令和7年6月12日提出、由布市長。

裏面の令和6年度由布市一般会計継続費計算書を御覧ください。

2つの事業がございますが、令和6年度から3か年の継続事業となっております。2款1項の旧湯布院公民館跡地整備事業については、翌年度逓次繰越額が2,162万1,000円に確定をいたしました。同じく、令和6年度から3か年の継続事業となっております6款2項の廃棄物運搬中継施設整備事業については、翌年度逓次繰越額が480円に確定いたしましたので、報告するものでございます。

次に、報告第16号について詳細説明をいたします。

報告第16号、令和6年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書について。

地方自治法施行令第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により、事故繰越しに係る歳出予算の経費を繰り越したので報告する。

令和7年6月12日提出、由布市長。

裏面の令和6年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書を御覧ください。

4つの事業を事故繰越しとしております。2款1項地域活力づくり総合事業は、関係機関との協議に不測の日数を要したことにより、年度内の完成が困難となったためでございます。3項戸籍住民基本台帳電算システム整備事業は、国による住民記録システム標準仕様書の公開遅延により、システム改修着手に大幅な遅れが生じたことにより、年度内完了が困難となったためでございます。11款1項、農業用施設災害復旧費は、令和6年度に明許繰越をしたものの41件について、災害復旧事業の集中により関係者との協議に不測の日数を要し、年度内の完成が困難となったためでございます。2項の公共土木施設災害復旧費は、令和6年度明許繰越をしたもののうち2件については、同一路線上に災害による全面通行止め箇所があり、工事が交錯し、年度内の完成が困難になったものでございます。4つの事業を合わせた翌年度繰越総額は2億2,889万2,500円となっております。

以上で詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、報告第17号から報告第18号について、続けて詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（平山 浩二君） 水道課長です。

報告第17号について詳細説明を行います。

報告第17号、令和6年度由布市水道事業会計予算繰越計算書について。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、次の繰越計算書のとおり報告する。

令和7年6月12日提出、由布市長。

次のページの令和6年度由布市水道事業会計予算繰越計算書を御覧ください。

4款資本的支出、1項建設改良費、事業名、配水管布設替・配水管改良等工事、予算計上額、1億7,886万3,000円、支払義務発生額589万6,000円、翌年度繰越額1億7,296万7,000円でございます。主な事業内容といたしましては、道路改良事業の進捗に伴うため、年度内に工事の完成が困難となった配水管の布設替え工事や、ケーブルや架空配線、河川内作業など関係機関との協議、電気機器の資材の調達に予定以上の日数を要している工事等の11事業になります。

続きまして、報告第18号について詳細説明を行います。

報告第18号、令和6年度由布市水道事業会計継続費繰越計算書について。

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、次の継続費繰越計算書のとおり報告

する。

令和7年6月12日提出、由布市長。

次のページの令和6年度由布市水道事業会計継続費繰越計算書を御覧ください。

2つの事業がございますが、共に令和6年度から3か年の継続費となっております。4款1項の挾間浄水場浄水池築造工事施工管理業務委託については、翌年度通次繰越額が375万円に確定いたしました。同じく、挾間浄水場浄水池築造工事については、翌年度通次繰越額が1億210万4,000円に確定いたしましたので、報告するものでございます。

以上、詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時5分といたします。

午前10時55分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（甲斐 裕一君） 再開します。

次に、承認第2号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。

承認第2号について詳細説明をいたします。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度由布市一般会計補正予算（第12号）について別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年6月12日提出、由布市長。

裏面の専決処分書を御覧ください。

特に緊急を要するため、令和7年3月31日付で専決処分を行っております。

では、一般会計補正予算書をお願いいたします。令和6年度由布市一般会計補正予算（第12号）。

令和6年度由布市の一般会計補正予算（第12号）は、次の定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ105万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ254億6,261万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月31日専決、由布市長。

1ページから、第1表、歳入歳出予算補正です。歳入歳出の款項ごとに補正額を計上しており

ます。

3 ページからは、補正予算事項別明細書となっております。

7 ページをお願いいたします。歳入でございますが、20 款 1 項 1 目の 2 節、基金繰入金の財政調整基金は、本補正の収支の均衡を図るため、550 万 3,000 円を繰り入れております。入湯税につきましては、歳出の事項で説明をさせていただきます。

9 ページをお願いします。歳出でございます。13 款 2 項 1 目基金の区分 1、基金積立事業、環境・観光振興基金は、3 月末までに申告納付された入湯税のうち、入湯税超過課税分について 3 月補正で増額をいたしました予算額を上回ることとなったことから、増額分を環境・観光振興基金に積み立てるため計上したもので、歳入で入湯税 655 万 7,000 円を増額補正し、歳出でそのうち超過課税分 105 万 4,000 円を環境・観光振興基金に積み立てるため計上しております。

以上で詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、承認第 3 号及び承認第 4 号について、続けて詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（竹下 美佳君） 税務課長です。

まず、承認第 3 号について詳細説明をさせていただきます。

承認第 3 号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、由布市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 12 日提出、由布市長。

次のページを御覧ください。専決処分書です。

令和 7 年 3 月 31 日付で専決処分を行っております。

今回の市税条例の一部改正は、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴う改正となりますので、主な改正点について御説明いたします。

まず、軽自動車税に関係するものです。現行の 50 c c 原付バイクについては、令和 7 年 11 月、排ガス規制への適合が困難であること等によって、今後の生産、販売の継続が困難となるため、原動機付自転車のうち二輪のもので総排気量が 125 c c 以下、かつ最高出力が 4.0 キロワット以下のものにかかる軽自動車税種別割の税率を 2,000 円と定めるものです。また、種別割の減免を受ける際に提示するものとして、運転免許証であったものが、運転免許証の情報が記録されたマイナンバーカードが追加されております。

次に、固定資産税に関するものです。特定マンションに係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定を新

設するものです。

その他の改正につきましては、条項ずれや文言の修正等、軽微なものとなっております。

新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

本条例の施行日は、いずれも令和7年4月1日からとなります。

以上で、承認第3号の詳細説明を終わります。

続きまして、承認第4号の詳細説明をさせていただきます。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、由布市税特別措置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年6月12日提出、由布市長。

次ページを御覧ください。専決処分書です。

令和7年3月31日付で専決処分を行っております。

今回の条例改正の内容についてですが、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体を定める省令の一部改正に伴い、本条例で促進区域における対象施設の固定資産税の課税免除の期間が令和7年3月31日までであったものを令和10年3月31日までと3年延長するものです。

新旧対照表を添付しておりますので、こちらも御参照ください。

施行日は、令和7年4月1日からとなります。

以上で、承認第4号の詳細説明を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、承認第5号について詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（河野 妙子君） 保険課長です。

承認第5号につきまして詳細説明をいたします。

承認第5号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年6月12日提出、由布市長。

次のページの専決処分書をお願いいたします。

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令の公布に伴いまして、令和7年3月31日付で専決処分を行いました。

次のページは、由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正分でございます。

改正の内容の説明につきましては、新旧対照表により御説明をいたします。

新旧対照表、上段、第3条第2項につきまして、基礎課税額の賦課限度額を65万円から

66万円に改正するものでございます。同条第3項につきましては、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を24万円から26万円に改正するものでございます。

続きまして、下段、第22条第1項につきましては、保険税の軽減による減額後の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額につきまして、第3条と同様に65万円から66万円に、24万円から26万円に改正するものでございます。

次のページをお願いいたします。第22条第1項第2号につきましては、低所得世帯に対し、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準につきまして、5割軽減の基準について、被保険者に乗ずる金額29万5,000円を30万5,000円に、同項第3号につきましては、2割軽減の基準につきまして、被保険者に乗ずる金額54万5,000円を56万円に改正するものでございます。

附則といたしまして、施行期日は令和7年4月1日、運用につきましては、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用いたします。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第65号から議案第67号について、続けて詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。

議案第65号につきまして詳細説明をいたします。

議案第65号、財産の取得について。

次のとおり財産を取得することについて、由布市有財産条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月12日提出、由布市長。

取得する財産は、救助工作車1台でございます。これは、由布市消防署本署に配備しています救助工作車の更新に伴うものになります。

取得の方法は、要件設定型一般競争入札による購入契約を行い、取得金額は、消費税を含む1億7,160万円でございます。

取得の相手方は、大分市住吉町2丁目6番34号、新日本消防設備株式会社です。

議案の裏面以降に、仮契約書、仕様書及び入札結果一覧表を添付しておりますので、御参照いただきますようお願いをいたします。

次に、議案第66号につきまして詳細説明をいたします。

議案第66号、工事請負契約の締結について。

次のとおり請負契約を締結することについて、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 1 2 日提出、由布市長。

入札の方法は、要件設定型一般競争入札で行っております。

契約の目的につきましては、くすのき児童クラブ新築の建築主体工事になります。これは、挾間地域における児童の増加により、児童の居場所の確保が困難になってきたことから、児童の適切な遊び場及び生活の場を確保し、その健全な育成を図る施設の建築事業となります。

契約の金額は、消費税を含む 2 億 4 6 2 万 6, 4 0 0 円でございます。

契約の相手方は、豊後高田市来縄 2 8 7 0 番地、佐々木建設株式会社となっております。

議案の裏面以降、仮契約書及び入札結果の一覧表を添付しておりますので、御参照いただきますようお願いをいたします。

次に、議案第 6 7 号につきまして詳細説明をいたします。

議案第 6 7 号、工事請負契約の締結について。

次のとおり請負契約を締結することについて、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 1 2 日提出、由布市長。

入札の方法は、要件設定型一般競争入札で行っております。

契約の目的につきましては、市道三船橋目ノ子迫無田線道路災害復旧工事になります。

場所は、由布市挾間町来鉢、賀来川の左岸側の箇所になります。

契約の金額は、消費税を含む 2 億 4, 5 9 9 万 6, 9 6 0 円でございます。

契約の相手方は、大分市大字日吉原 1 番地 8 の株式会社大鐵となっております。

議案の裏面以降、仮契約書及び入札結果の一覧表を添付しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上で詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第 6 8 号について詳細説明を求めます。庄内地域振興局長。

○庄内振興局長兼地域振興課長（佐藤 重喜君） 庄内振興局長です。

議案第 6 8 号につきまして、詳細説明をいたします。

議案第 6 8 号、由布市定住促進宅地の無償譲渡に関する条例の制定について。

由布市定住促進宅地の無償譲渡に関する条例を別記のように定める。

令和 7 年 6 月 1 2 日提出、由布市長。

次のページを御覧ください。

この条例は、市有地である旧寿楽苑跡地を活用し、庄内地域の定住の増加、地域の活性化、子育て世代の定住、移住を図るため、無償譲渡の手続など必要な事項を定めるものでございます。

第 1 条は、目的を規定しております。

第2条は、住宅の定義を定めております。原則、専用住宅としていますが、市長が認める場合は併用住宅とすることができるとしてあります。

第3条は、定住宅地の位置及び名称でございまして、規則に委任しております。

第4条は、譲渡の対象者に関する規定で、本市に定住を希望し、自己の住宅を建築する者とし、その他の要件を各号で規定しております。

第5条は、定住宅地の用途は、自己の住宅の用に10年間供することとしております。

第6条から第9条は、申込者が仮譲渡を申請し、仮譲渡契約の締結後1年以内に自己の住宅建設に着手することとしています。

第10条及び第11条は、仮譲渡契約締結後から本譲渡契約までの手続を規定しております。

第12条は、譲渡価格ということで、譲渡価格は無償とする規定でございます。

第13条は、譲受人は譲渡契約の後に1年以内に住宅を完成させ、住民登録し居住することと規定しています。

第14条は、譲渡契約を締結した後、速やかに所有権移転登記を行い、登記に関する費用、公租公課等は譲受人が負担することを規定しています。

第15条は、禁止事項に関する規定で、譲渡を受けた宅地を第三者に貸付け、または譲渡することや、宅地以外の用途に使用することなどを禁止しております。

第16条は、契約の解除でございます。譲受人は、各項のいずれかに該当する場合においては、土地の原状回復及び返還しなければならないことを規定しています。

第17条は、違約金でございます。第16条により契約を解除したときは、違約金を徴収することとしています。

第18条は、当該条例と各条例等の関係を規定しています。

第19条は、委任規定でございます。施行日については、規則に委任することと規定しております。

以上で、議案第68号の詳細説明を終わります。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第69号について詳細説明を受けます。財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。

議案第69号について詳細説明をいたします。

議案第69号、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例の一部改正について。

由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和7年6月12日提出、由布市長。

裏面の新旧対照表を御覧ください。

この条例の一部改正は、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条に掲げる、予定価格1億5,000万以上の工事または製造の契約で、議会の議決を経た後において当該契約の変更を要する場合、契約の変更により増減する金額が変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないときは、当該契約の変更の議決を要しないものとするための基準を設定するものでございます。

市長が申しました提案理由と重なる部分がありますが、理由といたしましては、工事変更が生じた場合、少額においても、議会の議決が締結するまでは、その変更に係る工事を進めることができません。工期が延長することに伴い、仮設費や安全対策費など費用が増加することや、学校施設などにおいては新年度や新学期に間に合わなくなるなど、工事の進捗管理に影響が出ることを考えられます。加えて、繰越しや継続費の場合、物価スライドにより人件費等が上昇した場合、速やかに変更契約を行うことができません。また、災害復旧工事においては、早期の復旧に影響を及ぼすことが考えられます。このような事態を解消するため、基準を定め、条例の改正をするものでございます。

以上で詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第70号について詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（竹下 美佳君） 税務課長です。

議案第70号について詳細説明をいたします。

議案第70号、由布市税条例の一部改正について。

由布市税条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和7年6月12日提出、由布市長。

次のページを御覧ください。

今回の改正の主なものについて御説明いたします。

まず、個人市民税です。物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として、控除対象となる年齢、19歳以上23歳未満の親族等、いわゆる大学生年代の子などの所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも、親などが受けられる控除の額が段階的に低減する仕組み、特定親族特別控除を導入するものであります。これらの改正は、令和7年分所得に係る令和8年度分の個人住民税から適用されます。施行日は令和8年1月1日となっております。

続いて、たばこ税です。防衛力強化に係る財源確保のための税制措置として、たばこ税の課税方式の見直しが行われ、加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例を新設するものです。施行日は令和8年4月1日となっております。

次に、公示送達についてです。従来の方式に加え、公示事項をインターネットを利用する方法

により閲覧できる状態に置く措置について追加するものです。施行日は令和8年4月1日となっております。

その他の改正については、条項ずれや文言の修正と軽微なものとなっております。

新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第71号について詳細説明を求めます。建設課長。

○建設課長（衛藤 武君） 建設課長です。

議案第71号について詳細説明をいたします。

議案第71号、市道路線（第2ゆふ浄苑線）の認定について。

市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名、第2ゆふ浄苑線。起点、由布市湯布院町川西2369番3、終点、由布市湯布院町川西2211番3。

令和7年6月12日提出、由布市長。

提案理由、公共用地のごみ収集施設を終点とした本市所有の公衆用道路のため、市道として管理することによるものでございます。

裏面に詳細を記載しております。御確認をお願いいたします。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第72号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。

議案第72号について詳細説明をいたします。

議案第72号、令和7年度由布市一般会計補正予算（第1号）。

令和7年度由布市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15億3,548万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ261億3,932万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。第2条、繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

令和7年6月12日提出、由布市長。

1ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正です。3ページにかけて、歳入歳出款項ごとの補正額を計上しております。

4ページをお願いします。第2表、繰越明許費補正です。若者定住促進事業の1件の明許繰越

の追加をお願いしております。

５ページをお願いします。第３表、地方債補正です。若者定住住宅促進事業の追加及び道路整備事業、過疎対策事業など３件の変更をお願いしており、地方債の補正後の限度額合計は３０億５５０万円となっております。

６ページから、補正予算の事項別明細書となります。

１０ページをお願いします。歳入でございますが、２０款１項１目２節の基金繰入金１億２７３万３,０００円のうち９,９５３万３,０００円の増額は、本補正の収支の均衡を図るため、財政調整基金からの繰入れを増額しております。その他特定財源として歳出科目に充てられるものは、歳出の事項で説明をさせていただきます。

１４ページをお願いいたします。歳出でございますが、主な事業を中心に御説明をさせていただきます。まず、歳出予算の給与管理費につきましては、４月の人事異動に伴う給与管理費の組替え、また、第１回定例会で可決されました給与費の特例に関する条例の一部改正に伴う給与の減額分を措置しております。また、会計年度任用職員の報酬についても、配置された人数や任用年数及び職種などに基つき、各項目で補正措置をしております。

なお、巻末５１ページから給与明細書を掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

それでは、１８ページをお願いいたします。２款１項５目財産管理費の区分１、ふるさとふれあい交流施設管理事業は、ふるさとふれあい交流施設の地域交流館事務室の空調に不具合が生じているため、空調施設の更新工事を行うため工事請負費を計上しております。２款１項９目地域振興費の区分２、若者定住住宅推進事業は、市有地である旧寿楽苑跡地を活用し、庄内地域の定住人口の増加、地域の活性化、子育て世代定住、移住支援を図ることを目的とした若者定住分譲住宅地を整備するため、設計案を公募型プロポーザルにより公募し、詳細設計が完了したことから、工事請負費及び分筆登記にかかる費用等を計上するものでございます。区分３、由布院駅１００周年記念事業は、７月２９日に開業１００周年を迎える由布院駅の記念事業として、ＪＲ九州大分支社及び由布市で実行委員会を組織し、由布院駅１００周年記念式典等を実施するため計上するものでございます。

２０ページをお願いします。２款２項１目税務総務費の区分１、物価高騰緊急対応事業、定額減税は、昨年度、１人当たり令和６年所得税から３万円、令和６年度住民税所得割から１万円の定額減税及び定額減税補足給付金を実施する中で、本来給付すべき額が調整給付金を上回った方に対して、令和７年度に追加で給付される給付金になります。令和６年の確定申告等で所得税が確定したことから、この事業に係る定額減税補足給付金対応業務委託など事務的経費を加え、総額７,７２９万７,０００円を計上しており、財源は一般財源としておりますが、国庫補助金が

確定次第、全額充当する予定としております。

28ページをお願いいたします。3款2項2目子育て支援の区分1、地域子育て支援づくり事業から区分4、病児・病後児保育事業は、子ども・子育て支援交付金の交付要綱の基準額が令和7年4月3日付で改正されたことによるものになります。加えて、区分3、児童健全育成事業は、本年度、障がい児の受入れに伴い加算額が増加したことによるものです。特定財源として、国庫補助金3分の1、県補助金3分の1を充当しております。

30ページをお願いします。3款3項1目生活保護総務費の区分2、生活困窮者就労準備支援業務は、基準額等の見直しや調査に係る調査事項の追加項目に対応するため、システム改修費の増額をするもので、特定財源として国庫補助金2分の1を充当しております。

34ページをお願いします。6款1項3目農業振興費の区分1、就労支援事業は、新規就労者に係る補助金になります。新規就労者の受入れに係るファーマーズスクールコーチ謝金や農業用機械の購入に補助金申請がなされたことから計上するもので、特定財源として国庫補助金は県費を通して支給されることから、県補助金を充当しております。6款1項4目畜産経営支援事業は、県の要綱改正に伴い、環境抑制の項目に鳥獣害対策が追加されたことにより、畜産農家よりクラスに対する被害防止対策に係る申請がなされたことから計上するもので、導入にかかる経費の県3分の1、市6分の1を補助することとしております。

38ページをお願いします。8款2項2目道路新設改良費の区分1、道路整備事業、過疎対策事業は、市道仁瀬小袋線改良工事を追加しております。この路線は現在、令和6年台風10号の災害の影響で通行止めとなっている箇所があり、被災箇所を含めた100メートルについて、道路改良に伴う用地の協議が完了したことから、測量設計委託費及び工事請負費を計上するものでございます。

40ページをお願いします。9款1項2目非常備消防の区分1、非常備消防活動推進事業の減額は、由布市消防団湯布院方面隊第3分団第3部の積載車が令和6年台風10号の巡回中に被災したことから、当初予算において車両及び資機材を計上しておりました。あわせて、消防庁国民保護防災部地域防災室に車両及び資機材の無償貸付けの申請をしていましたところ、無償貸付けが決定となったことから、当初予算から減額するものでございます。

48ページをお願いします。10款6項4目文化財保護費の区分1、文化振興事業は、昨年度、湯布院公民館のピアノ購入についてクラウドファンディングを行いました。市内外から377名から2,526万6,000円もの多くの寄附を頂き、現在ピアノの購入をしております。次世代を担う子どもたちが良質な音楽に触れ合う機会の創出及び文化振興活動の支援に活用するため、ピアノコンサートや芸術文化活動など、文化振興事業に係る経費を計上するものでございます。財源として、クラウドファンディングで頂いた寄附金を活用することとしております。

1 1 款 1 項 1 目農業用施設災害復旧費の区分 1、農業用施設災害復旧費は、令和 6 年 1 0 号台風に係る農地災害 1 4 6 件、農業用施設災害 9 7 件の災害復旧に向けて、工事請負費を増額するものでございます。1 1 款 2 項 1 目公共土木施設災害復旧費の区分 1、公共土木施設災害復旧費は、市道竜王平芝尾線の災害復旧工事に伴い、水道管の仮設を要することとなったことから、工事請負費を増額するものでございます。

以上で詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第 7 3 号について詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（平山 浩二君） 水道課長です。

議案第 7 3 号について詳細説明をいたします。

議案第 7 3 号、令和 7 年度由布市水道事業会計補正予算（第 1 号）。

第 1 条、令和 7 年度由布市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、令和 7 年度由布市水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

款の科目の補正予算額と計のみ読み上げさせていただきます。

収入、第 1 款、水道事業収益、補正予定額 3 0 万円、計 8 億 8, 1 5 1 万 4, 0 0 0 円。支出、第 2 款、水道事業費用、補正予定額 1 8 7 万 3, 0 0 0 円、計 8 億 5, 9 9 8 万 7, 0 0 0 円。

第 3 条、予算第 4 条本文括弧書中「不足する額 3 0 6, 1 8 2 千円」を「不足する額 3 0 6, 4 6 2 千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 3 0 6, 1 8 2 千円」を「過年度分損益勘定留保資金 3 0 6, 4 6 2 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

次のページをお願いします。

収入、第 3 款、資本的収入、補正予定額 2, 7 5 0 万円、計 6 億 8 9 3 万 3, 0 0 0 円。支出、第 4 款、資本的支出、補正予定額 2, 7 7 8 万円、計 9 億 1, 5 3 9 万 5, 0 0 0 円。

第 4 条、予算、第 7 条中、起債の目的、建設改良事業、限度額 4 億 7, 7 1 0 万円を 4 億 9, 3 6 0 万円に改める。

令和 7 年 6 月 1 2 日提出、由布市長。

詳細につきましては、補正予算説明書で御説明いたしますので、5 ページ目をお開きください。

まず、収益的収入でございますが、1 款 2 項 2 目 1 節一般会計補助金 3 0 万円の増額につきましては、人事異動によるものでございます。下段の収益的支出でございますが、2 款 1 項 4 目 3 節手当 1 7 6 万 5, 0 0 0 円の増額につきましては、人事異動や制度改正によるものでございます。2 款 1 項 4 目 7 節旅費 1 0 万 8, 0 0 0 円の増額につきましては、水道料金の訴訟に関する旅費で、県外で裁判所へ出頭する際の経費でございます。

次のページをお願いいたします。上段の資本的収入でございます。3 款 1 項 1 目 1 節建設企業

債1,650万円の増額につきましては、支出の請負工事の計上に伴う水道事業債の増額でございます。3款2項1目1節工事負担金1,100万円の増額につきましては、支出の請負工事に伴う工事負担金でございます。下段の資本的支出でございますが、4款1項1目2節給料32万7,000円の増額と、3節手当4万7,000円の減額につきましては、人事異動に伴うものでございます。4款1項1目30節請負工事費2,750万円の増額につきましては、熊尾橋架替工事に伴う配水管布設工事及び市道竜王平芝尾線災害復旧工事に伴う配水管布設替工事の追加計上でございます。

次のページからは給与費明細書でございます。内訳を掲載しておりますので、御一読ください。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 以上で、各議案の詳細説明が終わりました。

○議長（甲斐 裕一君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の本会議は、6月16日午前10時から一般質問を行います。

一般質問通告書追加分の提出締切りは6月13日の正午まで、議案質疑に係る発言通告書の締切りは17日の正午までとなっています。厳守をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時48分散会
